

第 4 日

1. 令和元年9月13日午前10時00分招集
2. 令和元年9月13日午前10時00分開会
3. 令和元年9月13日午後2時20分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒木宏太	2番 白木淳	3番 齊木幸男
4番 坂本敏彦	5番 竹下周三	6番 高木洋一郎
7番 秋丸要一	8番 松村慶次	9番 庄山忠文
10番 池田龍之介	11番 森潤一郎	12番 蒲池恭一

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 中嶋光浩	書記 北原望
-----------	--------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長 高巣泰廣	副町長 松尾栄喜
教育長 岡本貞三	総務課長 上原真二
総合支所長兼農林振興課長 富下健次	会計管理者 泉法子
まちづくり推進課長 石原康司	税務住民課長 高木浩昭
健康福祉課長 坂口圭介	商工観光課長 大山和説
建設課長 中嶋啓晴	農業委員会事務局長 松尾修
学校教育課長 下津隆晴	社会教育課長 前渕康彦
町立病院事務部長 池上圭造	特別養護老人ホーム施設長 橋口幸広
監査委員 有働徳行	

12. 議事日程

日程第1 議案第53号 和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第2 議案第54号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第3 議案第55号 消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第4 議案第56号 和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第57号 和水町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

- 日程第6 議案第58号 和水町小作料協議会条例を廃止する条例について
- 日程第7 議案第59号 和水町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第60号 和水町史跡等保存整備審議会条例の制定について
- 日程第9 議案第61号 和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第62号 令和元年度和水町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第63号 令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第64号 令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第65号 令和元年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第66号 令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第67号 令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第68号 令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第69号 和水町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第18 議案第70号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）
- 日程第19 議案第71号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）
- 日程第20 議案第72号 財産の無償貸与について（旧緑小学校十町分校）
- 日程第21 議案第73号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）の訂正の件
- 日程第22 議案第73号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）
- 日程第23 常任委員長決算審査報告について
- 日程第24 認定第1号 平成30年度和水町一般会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第2号 平成30年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第26 認定第3号 平成30年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第27 認定第4号 平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
- 日程第28 認定第5号 平成30年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第29 認定第6号 平成30年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第30 認定第7号 平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
- 日程第31 認定第8号 平成30年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
- 日程第32 認定第9号 平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
- 日程第33 認定第10号 平成30年度和水町病院事業会計決算
- 日程第34 報告第3号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第35 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第36 陳情等の常任委員長報告
- 日程第37 閉会中の継続審査について
- 日程第38 閉会中の継続調査について（各委員会）
- 日程第39 議員派遣について

開会 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第53号 和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、議案第53号「和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第53号「和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第54号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、議案第54号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第54号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第55号 消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、議案第55号「消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） この案件は、10月1日から消費税が8%から10%に上がるための単価改定の案と認識しておりますけれども、そこでお尋ねをいたします。

単価設定をする上で、何を主に考えられてこの単価設定をされたのかお伺いいたします。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 単価設定の根拠という御質問かと思います。それぞれ事業会計の使用料なり手数料等を今回御提案申し上げております。池田議員の御質問の、そもそもこの単価というところのお話になると、今回はそれまでの、これまで使用してきておりました単価に消費税の変更分、つまり2%増ということですね。それのみの変更でございます。そもそも単価の根拠と申し上げますと、結局、今回は協議をしておりません、何も。これまでの実績に基づいて2%増というだけのお話でございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 今、総務課長のほうから、消費税2%、8から10に上がる2%分を加算したこと、答弁だったですけれども、これは細かいことに話がなるんですけども、2%上げた分の中で、価格設定をしてある中で、切り捨てられる、切り捨て、四捨五入ですね。それが一番大きいのが11.2円切り捨てである。切り捨てで一番小さいのは80銭。そすと、切り上げられているのは、5円切り上げられるのが一番最大で、最低は59銭切り上げられると。このばらつきの説明はどういたしますか。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 申し訳ございません。よろしければ、具体的にどの会計のどの使用料ということで教えていただけますなら助かります。そこまでちょっと把握はいたしておりませんでしたので。申し訳ございません。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） この差ですね、切り捨てとか切り上げ。この差は関係ないんですよ。本当言うと私は。価格の決定する根拠、それを公益性に置いたのか公共性に置いたのかで違ってくるわけです。その点どうですか。

○議長（蒲池恭一君） 大丈夫ですか。しばらく休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時20分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 池田議員の公共性、公益性という根拠のところの問題ですけれども、回答にならないかもしれません、公共事業会計の中の一つでございます。そういう意味からするならば、公共事業ですので公共性を重視しているのかなというふうに思っております。

なお、端が違うというようなことですけれども、これを出しますのは、もともとあった金額を1.08で割り戻しまして、そして、1.10を掛けたという形になります。

ただ3条の中で、右のほうに3条の第19条第1項第1号の中と。で、右のほうに同項第2号中172円をと。これは追加料金のことです。で、172円と。追加料金を円まで出して、出すからこれを176円となって、そして、基本料金と足して、そして、その上で10円未満を切り捨てるといったようなやり方をいたしております。そういう意味合いから、多少その計算をし直すと違ってきてる部分もあるかと思います。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第55号「消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第56号 和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、議案第56号「和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第56号「和水町印鑑及び証明に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 和水町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、議案第57号「和水町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第57号「和水町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号 和水町小作料協議会条例を廃止する条例について

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第58号「和水町小作料協議会条例を廃止する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第58号「和水町小作料協議会条例を廃止する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号 和水町立学校設置条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第59号「和水町立学校設置条例の一部改正について」議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第59号「和水町立学校設置条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第60号 和水町史跡等保存整備審議会条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第60号「和水町史跡等保全整備審議会条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第60号「和水町史跡等保存整備審議会条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第61号 和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第61号「和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第61号「和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号 令和元年度和水町一般会計補正予算(第4号)

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第62号「令和元年度和水町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。なしでいいですね。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 歳入のほうでお聞きします。この中には上がってないんですけども、今年度の当初予算の中で、森林環境税420万ほど上がってたと記憶をしております。国は、今月中に各自治体への配付額を発表するというような報道がなされていたと記憶しておりますけれども、ここに載ってないということは、増減がなかったと解釈していいのかな。

○議長（蒲池恭一君）

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） 池田議員の森林環境税のことについて御質問にお答えしたいと

思います。

今日現在、まだ国のはうからの提示がございません。今後、いろいろなお話を聞く中では、増額されるんではないかというお話は聞いておりますけれども、9月補正の段階ではまだ出ておりませんので、今回計上しておりません。そういうことでございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） それに関連するんですけれども、これは基金の創設は3月にしてあるですね。それで、使用する使途ですよね、今日の新聞を見たんですけれども、熊本市は遊歩道の整備にも使いたいというような記事が載ってたと思いますけれども、我が町としての使途について、明確な計画等があるかないのかをお尋ねします。

○議長（蒲池恭一君） 池田議員、これで最後でいいですか。

（「あ、今のはね」と呼ぶものあり）

ね、もう今のはですよ、基本的に補正予算ですので。計画等がありましたら1回だけ答弁を許します。どうぞ。

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） 主な計画をということでございます。今年につきましてというか、しばらくはですね、現在の所有者のほうの意向調査を進めるふうに考えております。今年も180万円、ちょっと金額を定かに思っておりませんが、基金のほうに入れて、それを今後ある程度の金額にいくまで、またその間に緊急である大きな災害がきたときの対処のためのというような形で基金のほうに繰り入れていくところでございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 今の件につきましては、増額等がありましたら、また全協に提案していただいて、どういう方向性まで含めて提案をお願いいたします。執行部よろしいですかね、それで。町長。それで対応してください。

ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 町長にお聞きしますけれども、町長、一般質問での答弁だったと思いますけれども、ふるさと応援、ふるさと納税ですね。あ、目標額を1億というようなことを言われてましたけれども、我が町のふるさと納税体制というのは、他自治体に比べてまだ未熟、未整備なところが多くあるかと思いますけれども、その目標に向かってどのような体制づくりを検討されているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。議運の委員長、ちょっとよかですか。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時34分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 歳入のほうで質問いたします。ページ数12ページに寄付金が860万ほど補正されております。これはふるさと応援寄付金ということですけれども、町長、一般質問の折、目標額を1億という目標を掲げて職員にハッパをかけているところですということを言われたと私は記憶しておりますけれども、我が和水町においては、このふるさと納税における組織づくりというか、体制づくりが、他自治体に比べてちょっと遅くなっているのかなと。未整備部分があるのかなという感じがしますけれども、その点、このふるさと納税寄付金、目標1億に達成するための体制づくりというか、そういう具体的な案があればお示しいただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巣君

○町長（高巣泰廣君） ただ今、池田議員の質問にお答えをいたします。

たしかに立ち上がりが非常に遅かったと。他の周辺の近隣の町村からしますと立ち上がりが遅くて、なかなか実績を今日まで上げることができなかつたというのは如実に表れてると思います。ようやくその達成を外部に委託するたとによってその体制がようやく整つたというふうに考えております。

あとは要するにこの返礼品のいかにこの確保して、やっぱりこの数を多くするかということが一番大事なことじやなかろうかということで、今、そのへんに向けて、返礼品の開発に向けて、関係者に働きかけるなり探すなりを全力を挙げて今担当部局やっているところでございます。それをやることによって、自ずとこの和水町の魅力もまた出てきて、是非ふるさと納税で応援したいとそれをしていただくことによって、また返礼品で気に入ってもらえば、更にリピーターになっていただいて、後から注文も入ってくるというようなことになれば、なお結構かと思いますので、とにかく全力を挙げて、まずはそのへんで重点的にやっていきたいというのが今の思いでございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第62号「令和元年度和水町一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第63号 令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第63号「令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第63号「令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第64号 令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第64号「令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第64号「令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第65号 令和元年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第65号「令和元年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第65号「和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第66号 令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第66号「令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第66号「令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第67号 令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、議案第67号「令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。この採決は起立によって行います。
議案第67号「令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第68号 令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、議案第68号「令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。この採決は起立によって行います。
議案第68号「令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第69号 和水町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、議案第69号「和水町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題といたします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。この採決は起立によって行います。
議案第69号「和水町過疎地域自立促進計画の変更について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第70号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、議案第70号「財産の無償貸与について（旧緑小学校）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） この議案70号、無償貸与ということでベビーリーフ生産事業ということで上がっておりまます。この中身として、5年の一応規定ということでやられておると思います。そういう中で一応期限が来たと。そういう中で、一般的な公募をやっての決定なのか、ただそのままの決定なのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただ今の庄山議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の件につきましては、5年間の実績をまず各事業所に出していただきまして、前回の無償貸与の成果のほうを委員会のほうで検証しております。その後、その成果に対して、継続性の希望等を今の事業者の方にしか聞いておりませんので、公募という体制は、募集はしておりません。その公共性といいますか、前回の成果の検討をした結果、今回も引き続き無償ということで決定をしております。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 公募はしていないということですね。私は、一つの区切り、5年間という計画の中で、事業として順調な経過を過ごしていると。それを重視したという返答ではないかというふうに思っておりますが、逆に私はこういう考え方もあるのではないかというふうに思います。公募をやって、いろんな公募が仮にあった場合、その中でやはり今までの計画が順調に計画どおりにやられて、そして住民のニーズに、住民のプラスになる。また、町のプラスになるというような事業を継続的にやられていると。しかし、新しい事業をやりたいという方が出てきた場合は、やはり公募をしながら、その段階での判断をしてやると。この方に今までの経験を、流れと、これから先の事業の拡大あたりも考えてやるというような、私は判断をするべきじゃないかというふうに思います。

それはなぜかというと、仮にこの事業がありますね。それ以上の良き事業が来た場合、来るか来んかはわかりませんが、今の判断ではこれを捨てるならいかんというような感じになる可能性があると。公募をやらんとなかなかできないと。しかし、これはあくまで5年の区切りですよというような、一番はじめの区切りがあるわけですから、やはり私は公募をして、そしてやっていくべきではなかろうかと思います。そして、今後、緑小学校、春富小学校、神尾小学校も実際あ

ります。しかし、この中で小学校の負債関係もあります。無償ということは、その中に入っていると。起債があるから無償貸与ですよという形にはもうどこもなっていると思います。

そして、今後、菊水地区にも跡地が3小学校出てきます。そういう中で、はつきりした今後のこの出た、菊水、三加和、これを合わせたところの一つの条例なり附則なりをぴしっとした形でやっていかなくては、何かこう問題点ができるのかなというふうに私は思っておりますが、今後の対応、町長、課での意見あたりもお尋ねしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巣君

○町長（高巣泰廣君） ただ今、庄山議員から、この選定の方法等々につきまして、提案を含めたところの御指摘をいただいたところでございますが、今回は、先ほど御説明申し上げましたように、過去5年間の経過、計画に対してどのように実行がなされ、そして効果があったかということは、委員会を開きながら検討した結果、今回は継続性は十分考えられると。当初の計画を踏襲した形でなってるというようなことで、了承をしたところでございます。

今後につきましては、たしかに先ほど庄山議員からも御指摘がございましたように、そのへんも含めて今後は慎重な対応をとってまいりたいと思います。

○議長（蒲池恭一君）

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 私は、この問題に対してはそういうことで、今後の問題として、今町長が仰られた、検討しながらやっていくということでございますので異議はありません。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第70号「財産の無償貸与について（旧緑小学校）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第71号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）

○議長（蒲池恭一君） 日程第19、議案第71号「財産の無償貸与について（旧緑小学校）」を議題といたします。

○議長（蒲池恭一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第71号「財産の無償貸与について（旧緑小学校）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第72号 財産の無償貸与について（旧緑小学校十町分校）

○議長（蒲池恭一君） 日程第20、議案第72号「財産の無償貸与について（旧緑小学校十町分校）」を議題といたします。

○議長（蒲池恭一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第72号「財産の無償貸与について（旧緑小学校十町分校）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第73号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）の訂正の件

○議長（蒲池恭一君） 日程第21、「議案第73号財産の無償貸与について（旧緑小学校）の訂正の件」を議題といたします。

○議長（蒲池恭一君） 地方自治法第117条の規定によって、竹下議員の退場を求めます。

(5番竹下周三君退場)

町長から、「議案第73号財産の無償貸与について（旧緑小学校）の訂正について」の申出があつておられますので、理由の説明を求めます。

町長 高巣君

○町長（高巣泰廣君） ただ今議題となりました議案第73号、財産の無償貸与について（旧緑小学校）の訂正の件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

今回、貸付の相手方であるアジル株式会社代表取締役社長竹下周三氏から、代表取締役社長を竹下優子氏に変更したいとの申出がありましたので訂正をいたします。

以上で「議案第73号、財産の無償貸与について（旧緑小学校）の訂正の件」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（蒲池恭一君） お諮りします。ただ今議題となっています「議案第73号財産の無償貸与について（旧緑小学校）の訂正の件」を許可することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号「財産の無償貸与について（旧緑小学校）の訂正の件」を許可することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時14分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 議案第73号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）

○議長（蒲池恭一君） 日程第22、議案第73号「財産の無償貸与について（旧緑小学校）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第73号「財産の無償貸与について（旧緑小学校）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

竹下議員の入場を許可します。

（5番竹下周三君入場）

日程第23 常任委員長決算審査報告について

○議長（蒲池恭一君）　日程第23、常任委員長決算審査報告についてを議題といたします。

各常任委員会において、慎重に審査が行われておりますので、常任委員長の報告を求めます。最初に総務文教常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長　池田君

○総務文教常任委員長（池田龍之介君）　改めましてこんにちは。総務文教常任委員長の池田であります。今議題になっている平成30年度和水町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算審査について、総務文教常任委員長としての報告を申し上げます。

総務文教常任委員会所管課の平成30年度一般会計歳入歳出決算審査を、総務文教常任委員6名で去る9月10日、11日の2日間にわたり、所管課である税務住民課、まちづくり推進課、学校教育課、社会教育課、三加和総合支所住民課、春富財産区、会計室、議会事務局、監査室、総務課の順番で審査を実施いたしましたところであります。

会議規則に則り、総務文教常任委員会を代表し報告を申し上げます。

まず、10日午前9時より議会委員会室において、税務住民課、まちづくり推進課、学校教育課、社会教育課の順番で、それぞれの課長以下担当者から、平成30年度一般会計歳入歳出決算書、平成30年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算書、平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書及び平成30年度主要施策報告書をもとに、懇切丁寧に報告説明を受け、決算審査を実施いたしましたので、主な内容等について、審査順により報告を申し上げます。

まず、税務住民課になりますけれども、自主財源の基礎となる町税の収入済額は8億9,462万9,000円で、歳入の約11.3%を占め、前年度対比で344万7,000円の増となっており、科目別で見ますと、町民税3億5,781万1,000円、収納率96.3%、固定資産税4億3,421万円、収納率86.1%、軽自動車税4,747万7,000円、収納率95.6%、町たばこ税5,258万5,000円、入湯税254万3,000円で、収納率は二つとも100%であったとの説明を受けたところであります。

また、町税徵収の不納欠損処分額は4,460万円5,000円で、処分の理由としては、所在不明、財産なし、生活困窮者、地方税法第15条の7の執行停止から3年経過の規定に基づいたものであり、また、不納欠損の近年の動向としては、年々額としては減少の傾向であると合わせて説明を受けたところであります。

また、滞納分の収納については、平成22年度に玉名郡4町で相互に税務職員を派遣し、各町の町税徵収強化を図る4町併任徵収業務を発足させ、徵収率アップに努めておるとのことであり、平成30年度においては、個別調査、預金、国税還付金の差押え等89件実施し、それぞれなにがしかの成果は上げており、担当職員は無論のこと、4町共同の徵収班を編成し、嫌な役割ながら徵収の執行を成した結果の表れであろうと労をねぎらいたいところでもあります。

その反面、収納率アップだけに目を向けるのではなく、当事者さんたちの個人的な調査には綿密詳細にわたり行い、判断ミスを起こさないように慎重なる態度で臨んでほしいものであると、

また、そのような狭間においての仕事内容と思うので、ストレス等の蓄積等に注意を払いながら、健康管理等に怠りのなく仕事を推進してほしいと切に望むものであるとも一言付け加えておきたいものであります。

また、戸籍住民部門については、戸籍関係及び住民票、税務証明等の処理件数が、本庁・支所合わせて約2万1,000件、1日平均約80件を数え、国民年金事務は国民年金被保険者数は平成30年3月末現在、1,399人で収納率は玉名管内では1位であるが、77.7%ということであったと説明を受けたところであります。

引き続き、生活環境部門について申し上げますと、斎場使用料として和水斎場が98件の68万7,000円、せきすい斎苑が111件の72万円8,000円、衛生手数料として、狂犬病予防法に基づく新規登録料及び狂犬病予防注射済票交付手数料が45万6,000円であり、狂犬病予防注射の接種率は95.4%と県内でも高い町村と数えられている。町内での意識の高さが窺えるのではないかと思われるところであります。

また、ごみ袋等販売手数料は、委託先事務所と役場本庁、総合支所で販売し、817万4,000円の収入を得ているとの説明を受け、歳出の主なものでは、せきすい斎苑の火葬場管理費用、大規模改修工事にかかる火葬炉業者選定委託費用として642万1,000円、有明行政事務組合に負担金1億8,621万円、一般ごみ収集運搬業務委託として2,848万5,000円を支出しているとの説明を受けたところであります。

次に、国民健康保険事業会計について、歳入では国民健康保険税、一般・退職合わせて2億6,430万8,000円、歳入の18.6%を占め、収納率は現年分・繰越分を含め96.8%となっており、また、一般会計からの繰入は、繰入基準に基づき1億992万9,000円を繰り入れた旨の報告を受けたところであります。

歳出の主な物としては、医療機関にかかった場合の保険給付費は9億2,688万7,000円、歳出の65.7%を占め、平成30年度から都道府県へ移行したことに伴う国民健康保険事業費納付金として3億5,957万円を県へ支出、歳出の25.5%を占めておるとの説明でもありました。

特定検診の受診率は8月時点の速報値で66.6%となっており、40歳以上の人間ドックは117名受診され、保険事業費は特定健康審査事業費1,774万8,000円、保健衛生普及費、疾病予防費の保健事業費1,107万円をそれぞれ支出しているとの説明を受けたところであります。

次に、後期高齢者医療事業会計について、歳入総額1億5,687万5,000円、主な物として、後期高齢者保険料8,560万7,000円、歳入の54.5%を占めており、歳入の31.9%を占める6,130万9,000円を繰入基準に基づき一般会計より繰り入れたとの説明も受けたところであります。

また、歳出総額1億5,300万9,000円、主な物として、被保険者から徴収する保険料を広域連合への負担金として後期高齢者医療連合給付金1億4,126万4,000円を支出、歳出において91.4%を占めているとの説明を受けたところであります。保健事業の特定健診受診者は616人、人間ドック受診者15人、歯科口腔検診者133名であったとの報告を受け、未病・健康増進につながる対策の強化に取り組むことが重要であると再認識をいたしたところもあり、委員の意見の集約を見た

ところでもあります。

決算事務については適切な処理がなされていたとの意見の集約を見ましたので、税務住民課所管事務決算審査を終了いたしました。

次に、まちづくり推進課について申し上げます。歳入の主なものとして、地方創生推進交付金として、熊本県北インバウンド推進事業分で61万4,000円、光ブロードバンド回線導入事業、あいのりくんシステム分として、地域にぎわい創出支援事業として285万3,000円、大河ドラマを契機とした県北の広域周遊観光プロジェクト分として4,010万7,000円、県補助金として地域づくり夢チャレンジ事業、金栗四三生誕の地としてのPR等に855万7,000円、路線バスの維持費補助金257万1,000円、県委託金として、統計調査費委託金44万3,000円、寄付金は、ふるさと応援寄付金が県経由3名分の13万5,000円、直接町振込分が349名分の744万円、合計の757万5,000円、雑入として、まちづくり支援のために設置された12カ所の飲料自動機の利益還元として95万1,000円、その時、設置箇所によっては防犯のために防犯カメラ設置を検討してはいかがなものかという意見があり、検討を促したところでもありました。

次に歳出の主なものは、町内を運行している7路線の路線バス運行維持補助金として3,529万円を路線バス事業者に交付。定住促進事業として、若者の定住促進を図る目的で、新婚さん定住促進奨励金、1組15万円を交付しておりますけれども、昨年は17組の255万円を含む301万2,000円。

第二次和水町まちづくり総合計画策定業務として、策定委員19名の報酬等に11万6,000円。策定業務委託料300万2,000円、産業廃棄物処理施設地域振興基金事業分で、内田区へ195万2,000円、長小田区へ400万円、平成30年度末の基金積立は3,656万9,000円となったとの説明を受けたところであります。

また、光ブロードバンド活用事業として、クラウド使用料等で300万1,000円、おでかけ交通事業のあいのりくん運行事業として1,734万3,000円、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金として、熊本地震から3施設の復旧費として351万1,000円、ホームページ管理業務費として397万2,000円、地域おこし協力隊の活動費として730万4,000円、これは全額特別交付税交付金として交付されるとのことであるとの説明を受けたところであります。

最後に、久井原ニュータウン並びにグリーンビレッジ平野における水道の維持管理運営について、町簡易水道利用者との公平公正に努めるよう、見直しを図られるよう意見の集約を見たので、委員会として昨年に引き続き検討するようにと促したところでもあります。まちづくり推進課の所管事務決算については、適切な処理であると意見の集約を見ましたので、決算審査を終了いたしました。

次に、学校教育課について申し上げます。菊水地域小中学校校舎建設事業として進められている菊水中央小学校の校舎増築、既存校舎の大規模改修、プール改修、また菊水中学校の既存校舎大規模改修、プール改修工事に対しては、教育費国庫補助金1億5,274万円の歳入に対し、工事管理業務委託料313万2,000円、工事請負費6億3,634万8,000円の合計6億3,948万円となっておるとの説明を受けましたけれども、しかし、菊水中学校のプール改修工事のみで平成30年度に竣工し

ており、その他の工事については翌年度に繰越をしているとの説明も合わせて受けたところであります。

また、教育費県補助金として594万5,000円、このうち522万7,000円は三加和小学校のスクールバス遠距離通学費補助金で、学校管理費としてスクールバス運行委託料1,966万2,000円となっており、町の持ち出しとしては1,443万6,000円であるとの説明を受けたところであります。また、スクールバス遠距離通学費補助金は5年間の期限付きなので、平成30年度が最終年度に当たるとの説明も受けたところでもあります。

これは私見として本年度の学校通学路安全点検時にも述べたところでありますけれども、来年度からは菊水地区の小学校が菊水小学校として統合がなされ、スクールバス通学が始まろうとしており、スクールバス運行委員会において協議が重ねられていると思うところでありますけれども、ある地域の見守り隊で協力をなされてる人からの要望、一つの意見として頭の片隅にでも留め置かれたい。その方が言うには、我々老人には、毎日元気に通学をしている子どもの姿を見ることが、その子らから元気をもらっており、できれば、従来どおり小学校まで見守りを続けられたらよいと思っている。もし、三加和のようなスクールバスの運行となれば、地域から子どもの通学姿が見られなくなり、地域が暗くなり寂しい思いになるので、三加和地区と違った運行を検討してもらいたいとのことであったことを紹介しておきます。できればスクールバス運行委員会の検討のテーブルに、一つの考え方として載せてもらえば、紹介した甲斐があると思うので、教育長にお願いをしておきます。

また、学校共同調理場費としては9,389万3,000円で、そのうち正規職員及び非常勤職員の人工費が、すいません、これ抜けとる。約9割が人工費だったと思います。額はちょっとすいません。

最後に、学校教育課の所管事務決算については、適切に処理がなされていたこととの意見の集約を見たので、学校教育課の決算審査を終了いたしましたところであります。

次に、社会教育課について申し上げます。社会教育課として、平成30年度の決算額は2億1,428万4,000円、対前年度比約395万円増額となっているとの説明を受け、主なものとしては、社会教育費1億837万9,000円、そのうち職員の人工費、各種社会教育団体等に対する負担金補助金、放課後子どもの教室事業等の社会教育総務費として5,383万4,000円、公民館や分館の運営経費、公民館長手当、分館活動補助金、生活記録なごみの制作費、地区公民館建設補助金等の786万8,000円、中央公民館管理運営経費として1,116万1,000円、三加和公民館管理運営経費として1,394万7,000円、そのうち自動ドア取替え工事経費129万6,000円、事務室空調機入換工事経費161万円、また、手すき和紙の館経費として、乾燥装置バーナー更新工事経費76万7,000円を含み、186万6,000円であるとの説明を受けたところであります。

次に、文化財保護費1,970万4,000円、そのうち文化財行政事務経費としては、各種団体への負担金補助金、文化財保護審査の経費、文化財案内看板、標柱の設置費及び旧春富小運動場入口改修工事経費で141万7,000円を含み405万8,000円、文化財管理事務経費として1,077万8,000円、そのうち田中城址維持管理費に393万1,000円、豊前街道腹切り坂維持管理に180万9,000円、金栗遺

品撮影業務委託に55万円、金栗遺品レプリカ作成業務委託に321万8,000円、文化財調査事務経費として、神尾城址調査経費で486万8,000円との説明を受けたところであります。

続いて、保健体育費1億590万5,000円、そむうち保健体育総務費6,521万円、主なものとして、保健体育推進経費601万9,000円で、その他金栗マラソン大会、ペタンク大会、町民運動会、駅伝大会等の各種大会経費、各種団体への負担金補助金、職員の人事費及び事務経費であるとの説明を受けたところであります。また、繰越明許分として金栗生家建物調査業務委託256万円を支出しているとのことも合わせて説明を受けたところであります。

次に、町及び玉名郡体育協会への負担金補助金等に、体育協会経費として275万3,000円、スポーツ推進委員経費として153万8,000円と施設費として3,813万5,000円、主なものとして、町体育館、スカイドーム2000、ふれあい会館、弓道場、グラウンド等の維持管理、施設運営経費となつており、スカイドーム2000の屋根防水工事設計管理委託に73万4,000円、工事費に675万9,000円、ランニングマシン等の購入経費に230万1,000円となっているとの説明を受けたところであります。

また、金栗顕彰事業の一環として、江崎グリコとコラボした展示事業等を実施したとの説明も合わせて受けたところでもあります。

なお、この金栗顕彰事業について申しますと、収入は観覧料781万2,000円、使用料8万3,000円、地方創生推進交付金264万円、復興基金交付金1,402万9,000円、地域づくり夢チャレンジ推進補助金368万5,000円、町一般財源より1,540万9,000円、合計の4,365万8,000円。支出としては、金栗四三生家記念館事業経費として、報償費69万2,000円、金栗生家検討委員会費42万円、消耗品費62万6,000円、印刷製本費147万1,000円、光熱水費3万1,000円、修繕料98万1,000円、役務費18万2,000円、委託料1,519万7,000円、使用料及び賃借料1,444万1,000円、工事請負費1,444万1,000円、公有財産購入費77万6,000円、備品購入費49万8,000円、金栗四三遺品管理事業経費としてレプリカ遺品データベース作成費376万8,000円、グリコ等移動展示開催費398万7,000円、合計の4,365万8,000円、歳入歳出とも同額であったとの説明を受けたところであります。

また、全国大会等出場補助金の説明の折、金栗四三翁の顕彰事業展開、また、個人的にはバドミントン競技の廣田彩花選手、バスケット競技の柿内悠希選手の後援会を立ち上げ、町挙げでスポーツに関心を示し、町の活性化を図っている町としては、文化またはスポーツ向上発展のため、全国大会や世界大会に出場する時に交付している補助金が、一人頭1万円は低額ではないかとの意見が出、交付する金額の見直しをしてはどうかとの促しをしたところであります。

社会教育課の決算事務は適切に処理がなされていたとの意見の集約に至り、社会教育課の決算審査を終え、1日目の総務文教常任委員会所管の決算審査を終了いたしましたところであります。すいません、ちょっと。

続きまして、2日目の11日も午前9時より議会委員会室において、三加和総合支所、会計室、議会事務局、監査室、総務課の順番で、支所長並びにそれぞれの課長及び担当者から、三加和総合支所住民課、春富財産区特別会計、平成30年度一般会計歳入歳出決算について、主要施策成果報告書に基づき、懇切丁寧に説明を受けましたので、審査順ごとの報告を申し上げます。

まず、三加和総合支所住民課についてでありますけれども、夏祭り盆踊り大会実行委員会へ補助金として120万円支出しておるが、実際の運営は三加和総合支所職員が担っており、また、古墳祭の開催時期と近接しており、昨年同様職員の負担が大きかったとの報告を受け、夏祭りのあり方、運営について、例えば指定管理委託をしている丸美屋さんが10月に収穫祭を開かれているので、開催時期、開催場所について、例えば神尾小学校運動場及び三加和温泉前駐車場等を利用しながら、開催主催を丸美屋さんということにすれば、職員の負担の軽減につながるのではないかと。また、開催補助金として花火代くらいを負担するのはどうかと、持ちかけ協議検討してみればとの意見の集約を見ております。

また、中林水源より給水している板楠団地30戸、板楠駐在所、有明消防三加和分署、三加和小中学校の管理運営費を町簡易水道利用者との公平公正を図るために重要課題として、それぞれの所管課である建設課、町推進課、三加和総合支所住民課、それに総務課を加え協議をなし、早急に解決するよう意見の集約を見ましたので、まちづくり推進課同様、検討されるようにと促したところであります。

最後に、住民課の決算事務処理については適切に処理がなされていたと意見の集約を見たので、三加和総合支所住民課の決算審査を終了いたしましたところであります。

次に、春富財産区特別会計について申し上げます。春富財産区の将来は、町の普通財産として管理をすることを検討すべきであろうと、昨年同様、春富財産区管理委員さん方に、行政区に立ち返り、検討課題として出して意見の集約に努めてもらうよう取り計らわれるよう促したところであります。

最後に、決算事務処理については適切に処理がなされていたと意見の集約を見ましたので、春富財産区特別会計決算審査を終了いたしましたところであります。

次に、会計室について申し上げます。指定金融機関派出経費負担金24万6,240円、送迎用の交通費として、肥後銀行へ支払っているとのことがありました。また、今年度からはこれに人件費の2分の1を補助しなければ、補助として124万円が加算されることであり、更に来年度からは人件費が半額じゃなくて全額補助となることになっているようで、総額280万くらいの負担になりますし、従来は三加和総合支所に集金に赴いていた業務を、来年度からは廃止するとの通告があつて、その報告も受けたところであります。その善後策としては、支所職員に任せるのはあまりにも負担をかけるので、三加和総合支所分だけでもJA玉名三加和支所にオンライン開設等を念頭に善後策の最善策を見出すよう検討を促したところであります。

また、決算事務所については適切に処理がなされていたとの意見の集約を見ましたので、会計室の決算審査を終了いたしましたところであります。

次に、議会事務局並びに監査室について申し上げます。特に主な報告はありませんので、決算事務処理については、議会事務局、監査室、それぞれ適切に処理がなされていたと意見の集約を見ましたので、議会事務局並びに監査室の決算審査を終了いたしましたところであります。

最後に、総務課について申し上げます。平成30年度の一般会計歳入決算額は79億1,695万5,000

円、歳出決算額は69億3,269万4,000円で、対前年度比で歳入1億530万8,000円、1.3%の減額、歳出1億939万5,000円、1.6%の減額となっており、歳入区分ごとの割合は、地方交付税が40.4%、国県支出金が15.6%、町税が11.3%となっており、自主財源の根幹である町税は依然として低い水準にあるとの説明を受けたところであります。

地方交付税のうち普通交付税は、2町合併から10年間は旧町ごとに地方交付税が算定される優遇措置がなされ、合算額が交付されてきたところでありますけれども、この算定替制度は平成27年度までで終了し、平成28年度から令和2年度までの5年間にかけて、段階的に減額となり、平成30年度決算において、地方交付税の普通交付税は前年度対比で1億982万8,000円の減額となり、本町において厳しい財政運営が強いられることになると予想されると説明を受けたところでもあります。

また、一般会計における積立金は、財政調整基金92万5,000円、減債基金50万4,000円、公共施設整備基金114万4,000円、預金利子をそれぞれ積み増しし、合併地域振興基金については、国債等の運用益により747万3,000円を積み立てており、一方で財政調整基金については財源町政として2,963万9,000円、公共施設整備基金については8,718万6,000円、熊本地震復興基金にあっては1,637万6,000円を取り崩し、財政運営に充てているとの説明も受けたところであります。

それから、歳出について、一般管理費3億7,375万1,000円が執行されており、内容の主なもので、職員人件費は総務部門の特別職を含む30名分で3億1,321万2,000円、有明広域一部組合への負担金1,015万2,000円、区長会経費として1,915万円、例規集整備に841万3,000円となっているとの説明を受けたところであります。その時、ペーパーレス導入の意見が出、導入の検討をしてはどうかと促したところでもあります。

財産管理費は4,656万4,000円が執行され、施設等の管理に要する経費で、主なものとして役場本庁舎の管理経費2,454万4,000円、三加和地区の廃校舎施設管理経費437万円、本庁舎用車管理経費517万6,000円、電子計算費に7,093万3,000円が執行されており、また、職員が業務上で使用する電算機器等に要する費用で業務システムに関する経費として4,379万4,000円、ネットワーク関連経費として1,405万5,000円、交通安全対策費については463万2,000円が執行されていると説明を受けたところであります。

また、国際交流費については、姉妹都市である韓国広州市への訪問を行っており、その経費等として100万1,000円が執行されているとの説明を受けたところであります。

次に、選挙費でありますけれども、選挙管理委員会の運営に要する経費、無投票でありました県議会議員選挙の一部経費を含め、141万5,000円の執行になっているとの説明を受けたところであります。

また、消防費として常備消防費1億8,239万8,000円、主なものとしては、有明広域一部組合に消防負担金1億7,745万6,000円、高速道路救急支弁金490万円、この高速道路救急支弁金については、皆様も御存知かと思しますけれども、有明一部組合へ全額支出されるトンネル財源的な性質のものであります。

次に、非常備消防費に3,406万6,000円、これは主に和水町消防団員報酬で、7分団23部で構成し、女性団員12名を含み、499名の団員報酬と11件の火災に対する出動手当として支出されたとの説明を受けたところであります。また、消防施設費に3,446万、内訳の主なものに防火水槽の耐震性貯水槽3基の整備及び小型ポンプ積載車各1台を更新購入したとの説明を受けたところであります。その時、現在の耐震性貯水槽の設置状況を聞いたところ、284基の防火水槽が我が町に設置されておりますけれども、そのうち耐震性貯水槽が69基、蓋付きに整備したのが165基、屋根付きが9基、未整備の防火水槽が41基あると。毎年3基ずつの整備でも、あと14年かかる計算になるとのことが判明したところであります。

続いて、災害対策費に2,602万8,000円、主なものとして、防災行政無線の野外支局1基に714万4,000円をかけて新設、そのほか、災害待機避難所運営に768万7,000円、防災マップ作成経費に415万8,000円となっているとの説明も受けたところであります。

最後に公債費の説明があり、元金及び利子合わせて9億2,617万2,000円となっており、平成30年度の地方債残高は73億4,769万1,000円となり、前年度比で8,853万8,000円の増となっているとの説明を受けたところであります。

また、決算には関係ないがとの前置きで、まちづくり推進課の久井原ニュータウン、平野ビレッジ、三加和総合支所住民課の中林水源、建設課の町から供給している水、それぞれ基本単価管理費等に格差があることは、公平公正でなければならない行政が不公平を産んでいる現実から目をそらさず、当初の経緯は、旧三加和町、旧菊水町の違いはあれ、合併して既に12年も経過していることを考えると、その是正を早急にしなければならないのではないか、また、住民の方々が知り得ていないので、問題発生まで至っていないだけであり、この課題の解決をまちづくり推進課並びに三加和総合支所住民課の審査の折、関係部署揃って解決するよう注意をしておいたので、総括部署である総務課も入り、総務課の指導のもと協議をされるよう促したところでもあります。

最後に、決算事務処理については適切に処理がなされていたとの意見の集約に至り、審査を終了いたしたところであり、以上で総務文教常任委員会の平成30年度決算審査は、所管課すべてにおいて決算事務処理が適切に処理なされているとの意見の集約を見ましたので、決算審査結果は認定するものとしたことを報告し、総務文教常任委員会決算審査報告といたします。

○議長（蒲池恭一君） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、厚生建設経済常任委員長に報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 坂本君

○厚生建設経済常任委員長（坂本敏彦君）　改めましてこんにちは。厚生建設経済常任委員長の坂本でございます。厚生建設経済常任委員会に付託されました平成30年度決算歳入歳出について審査報告をいたします。

厚生建設経済常任委員会に付託されました案件は、一般会計における健康福祉課、建設課、商工観光課、農林振興課、農業委員会と、特別会計の和水町介護保険事業会計、特別養護老人ホーム事業会計、病院事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、特定地域生活排水処理事業会計について、令和元年9月10日から11日にかけて、各関係職員同席のもと慎重に審査いたしました。

それでは、厚生、建設、経済の順に御報告をいたします。まず、健康福祉課から報告をいたします。健康福祉課は1園6係で、地域福祉施策や健康増進事業に関する事業を実施しております。最初に福祉係が事務する社会福祉総務費の決算は、国民健康保険事業会計繰出金を除く額で9,788万5,000円、前年度決算額より305万円の増額となっております。人件費など以外で主なものは、和水町福祉センターの指定管理委託料500万円、町社会福祉協議会運営補助金3,386万2,000円、第3期和水町地域福祉計画等策定支援業務委託料276万4,000円、民生委員の活動に伴う委託料271万3,000円となっております。高齢者福祉費としまして2億7,335万3,000円、前年度決算額より2,104万2,000円の減額となっております。減額となった主な要因でございますが、介護保険事業会計繰出金、特別養護老人ホーム事業会計繰出金の減額等によるものでございます。老人福祉センター施設費ですが、389万4,000円の決算額となっております。昨年度決算額より14万7,000円減少をしているところでございます。この老人福祉センターは、施設利用者の減少、老朽化による維持管理などを考慮して、令和元年3月末日をもって閉館し、現在、次の使用目的に向かって準備が進められているところでございます。

次に、障がい福祉係が事務する障がい者福祉費ですが、3億5,258万5,000円、昨年度より573万7,000円増加しております。増加となりました主な要因は、障がい福祉サービス利用者の増加による障がい者総合支援介護等給付費の約583万円の増額並びに障がい児通所給付費の約200万円の増額となっております。この障がい福祉サービスについては、障がい者総合支援法が制定され、介護保険のサービスと同じようなサービスを受けることができるとのことです。制度内容の浸透や町内外にサービス提供する施設も増えており、年々障がい者に対する支援体制が整ってきていくと思われるところでございます。

次に、子ども家庭係が事務する児童福祉費ですが、6億5,693万8,000円の決算額となっております。前年度決算額より4,629万7,000円の増額となっております。増額の要因といたしまして、委託料の放課後児童健全育成事業委託料の約200万円の増、病児病後児保育事業委託料の290万円の増、子ども子育て支援事業計画実態調査委託料として約162万円の増、また、学童保育施設建設に伴う地質調査及び宅地造成と施設建設の設計委託料が約900万円の決算が生じています。主要事業は、私立保育園保育所等給付費約3億300万円、幼稚園認定子ども園へ約3,000万円でございました。また、延長保育事業が1,557万9,000円、扶助費である子ども医療費助成事業が3,583万円、

出生祝金が960万円でございました。内訳といたしまして、第1子が10人、第2子が9人、第3子が11人、第4子が6人、第5子が3人でございます。あと、児童手当として1億2,542万5,000円を支出されております。また、同じ児童福祉費に含まれる神尾保育園運営等に関わる保育園費も決算として7,286万5,000円となっております。現在の神尾保育園の職員は、園長1名、保育士14名、うち正規職員6名、うち育休が2名と。また、非常勤8名、調理師3名の中で正職員1名、非常勤2名のスタッフで、0歳から5歳児の定員60名を受け入れての保育が行われております。2名の育児休暇を取得している職員に代わる非常勤職員の確保が非常に困難な状況にあり、保育士の確保に苦慮されている状況のようです。

次に、地域包括支援係の地域包括支援センター費ですが、決算額2,734万円で前年度よりも231万円6,000円の増額となっております。主な要因は、職員1名増員による人件費が伸びたものとなっております。事業内容といたしましては、高齢者や家族、地域住民からの総合的な福祉に関する相談への対応や、介護予防プランの作成、介護予防事業の取組み、高齢者虐待の防止、権利擁護など在宅で暮らす高齢者が自立した生活ができるよう支援するための事業を実施し、歳出されております。主な歳出金額は、配食サービス事業委託料、51名、述べ3,307食、132万2,000円、介護予防プラン作成委託料321万8,000円、扶助費といたしまして、高齢者等外出支援タクシー助成事業は、8名利用で17万7,000円、在宅寝たきり高齢者介護手当事業として、対象者23人に469万2,000円となっております。

次に、災害救助費については、罹災見舞金として5万円が支出しております。これは平成30年7月の大震により家屋の被害に遭われた方に対する罹災見舞金として2件分支給されております。

次に、保健予防係の保健衛生費ですが、決算額3億2,495万9,000円となっております。前年度と比較すると1,135万4,000円の減額となっております。歳出金額が大きかったものとして、和水町立病院への繰出金が2億1,902万4,000円でございます。また、主な事業内容でございますが、感染症予防のための予防接種事業及び町民の健康増進を図るための各種健診事業を中心に、妊婦、乳幼児から高齢者までの総合的保健事業が行われております。予防接種事業費は、定期及び任意予防接種を含め2,934万2,000円です。特に成人の健診関係には重点を置いてあり、セット健診、選択健診、町立病院健診が実施されており、健診委託費用は2,261万3,000円となっております。平成29年度の特定健診受診率は67.5%と高値を推移し、県下3位の実績となっております。また、暫定でございますけれども、平成30年度は66.6%を推移をしておるところでございました。住民の健康増進においては、住民健診を受けることから始まります。健診結果から町民一人一人が自分の健康問題に気づき、主体的に取り組むことで、重症化予防を図ることが重要だと思いました。今後も健康福祉課、税務住民課と、課や係を超えて、町の健康課題の分析をされ、住民の健康課題の解決に向けて支援をお願いしたいと思うところでございます。

最後に、介護保険係の介護保険会計を御報告申し上げます。平成30年度は3年を1期とする第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の初年度の年で、歳入総額が16億5,759万3,000円、歳

出総額が14億7,794万6,000円で、歳入歳出差引残額は1億7,964万7,000円となっておりました。ただし、国、県、支払基金などへの返還金2,078万9,000円も含んでおり、実質繰出金は1億5,885万8,000円となっております。また、平成30年度においては、準備基金として5,000万円を積み立てたことにより、より安定した財政運営が見込んでいるという状況でございました。歳入の主なものにつきましては、国、県、支払基金などから負担金と介護サービス利用料に当たる介護給付金に対し、負担割合が22%となる町内65歳以上の第1号被保険者の保険料が2億6,225万円となっております。歳出の主なものは、介護給付費が12億8,411万9,000円となっており、前年度と比較いたしまして2,094万9,000円の減額となっております。主な給付費減少の要因は、介護保険制度の改正に伴う日常生活支援総合事業の完全施行に伴い、軽度認定者のデイサービス等の利用が、要介護認定を必要としない介護予防事業に移行したことが主な要因と掲げられます。また、介護予防を目的とした各地区の公民館57地区で実施をされておりますお茶の間筋トレ体操も、介護の重度化を和らげ、介護サービスの利用減少につながっていると思われます。以上で健康福祉課の御報告を終わらせていただきます。

次に、和水町特別養護老人ホームの決算についてですが、歳入決算額が前年度の繰越明許を含めた金額が5億1,666万3,725円、繰越金、繰入金を引いた実質の歳入額が4億6,290万6,736円、歳出決算額が4億8,879万1,530円、実質の単年度の収支は2,588万4,794円の赤字となっておりました。歳入では、特養利用者の入院延べ日数が、前年度月平均171日が163日と減少したことが要因と思われます。施設介護費の収入が前年度と比較して約411万7,000円增收の4億131万円となっておりました。短期入所についても、1日あたりの利用者が前年度3.8名が5.3名と1日あたり1.5人増加したことにより、約488万4,000円の增收の1,834万9,000円となっておりました。

次に、デイサービスの通所介護ですが、前年度一人当たりの利用者が18.9名が17.1名と利用者が減り、435万4,000円の減収の3,328万4,000円となっておりました。利用者が減少した主な要因は、入院やショートステイ利用など、欠席が主な要因となっておりました。デイサービス部門のみで見てみると、約67万円の赤字となっておりました。収入未済額につきましては、58万2,000円あり、施設介護の利用者1名分の自己負担額となっており、引き続き滞納分の納入につきましては努力していただきますようにお願いをしたところでございます。歳出の主なものは人件費で、人件費比率は前年度が73.2%が71.8%と1.4ポイント減少をしておりました。これは看護、介護士の職員数が減ったことと、収入が増えたことにより人件費比率が下がったことが要因となっておりました。また、前年度繰越明許のチラーの修繕工事費、30年度の修繕料とボイラー修繕料を合わせた金額が1,371万9,000円と1,000万を超えて、施設の老朽化が経営を悪化させる要因となっていました。以上で特別養護老人ホームの事業会計の審査報告でございました。

次に、和水町立病院事業会計の審査報告について御報告をいたします。和水町立病院は、地方公営企業法への全部適用に移行し6年目を迎えております。地方公営企業法の全部適用への移行は、多くの公的病院が経営状況の悪化や医師不足などのために医療提供体制の維持が極めて厳しいことから、病院の事業管理者を定め、民間的な考え方により経営責任の明確化と自立性の拡大

や運営の機敏性、また、職員のコスト意識と経営参加意識の向上を目指しております。

決算の状況でございますが、病院事業収益が8億2,778万4,102円で、医業収益が6億6,996万6,349円。医業外収入といたしまして9,402万2,753円となっております。医業収益の入院収益、外来収益では、入院が年間患者数1万7,420人で3億9,553万7,455円、外来では、年間2万3,776人で1億5,366万2,415円となっております。また、健康管理センター収益2,263万2,258円、居宅介護支援事業収益で1,798万2,260円、訪問介護事業収益で2,119万7,238円となっております。また、特別利益として198万3,244円となっております。

次に支出でございますが、病院事業費用として8億2,836万9,250円で、医業費用で主なものは給与費5億1,672万7,874円で、給与比率が71.1%となっております。また、材料費5,407万6,523円、経費1億3,145万6,147円、減価償却費4,926万1,734円です。健康管理センター費用が1,465万25円、居宅介護支援事業費用1,760万262円、訪問介護事業費用が1,606万2,329円となっております。資本的収支といたしまして、資本的収入1億3,172万1,000円、内訳は出資金として4,029万2,000円繰入、企業債が5,760万円、国庫補助金に3,382万9,000円でございます。支出としては、総額1億5,557万808円であり、建設改良費として9,894万3,785円、主なものは医療機器の購入費として3,526万4,104円、空調の診療棟部分の改良工事といたしまして5,695万円を支出しております。また、決算額として558万5,148円の赤字決算となっております。しかし、今後も継続して新病院改革プランに沿った経営改善に向け、地域医療の要としてより一層の努力を期待しながら病院事業会計の審査報告といたします。

次に、建設課の審査報告をいたします。建設課の歳入決算額は1億8,865万1,000円、主に分担金や使用料、国庫補助金などになります。歳出決算総額は7億6,981万8,000円となり、土木総務費として8,143万5,000円、主に町道及び里道水路の管理や土木費補助金として6,802万円となっております。また、特別会計への繰出金につきましては、簡易水道事業会計2,582万3,000円、特定地域生活排水処理事業2,610万4,000円、公共下水道事業3,544万2,000円が繰り出されておるところでございます。道路維持費として6,338万3,000円、町民からの要望や危険性の高い路線を優先的に実施され、町道山神線道路側溝改良工事外20件が施工されておりました。道路新設改良費は、単独と補助で総額3億8,142万9,000円となり、町道整備事業経費、江田高野線整備事業、内田吹野線整備事業、西光寺中林線整備事業が主な事業となっております。道路関係事業費の繰越明許は総額の1億4,604万4,000円となっております。

次に、住宅管理費として4,087万3,000円、町営住宅6団地36棟98戸の管理をされており、主な事業といたしまして、南団地6号棟の改修工事1,252万9,000円が支出をされております。災害総務費及び農地公共土木災害復旧費につきましては、昨年7月、9月の豪雨災害復旧費として、総額7,810万8,000円が支出されております。

次に、特別会計の簡易水道事業、下水道会計事業、特定地域生活排水処理事業についての審査報告をいたします。はじめに、簡易水道事業につきましては、歳入決算総額6,053万円、歳出決算総額5,296万7,000円となっておりました。加入戸数665戸、給水戸数525戸、給水人口1,558人であ

り、給水戸数の確保が必要と思われます。今後の更なる加入促進に努めていただきたいと思うところでございます。

次に、下水道事業会計では、歳入決算総額6,855万円、歳出決算総額6,151万2,000円となっておりました。加入戸数は443戸であり、簡易水道と同じく未加入戸数の更なる加入促進に努めていきたいと思うところでございます。

次に、特定地域生活排水処理事業は、歳入決算総額1億277万4,000円、歳出決算総額1億103万5,000円となっております。平成30年度は29基が設置され、5人槽19基、7人槽6基、10人槽3基、30人槽1基となっていました。

以上、三つの特別会計につきましては、独立採算による企業形態を念頭に置き、事業拡大にとって町民にとって安心安全な環境整備に更に努力していただくことを願い、建設課の審査報告を終わります。

次に、商工観光課の審査報告をいたします。歳入に関しましては、熊本県の熊本地震復興観光拠点整備交付金、一般財団法人、自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金等を活用し、決算額といたしまして1,805万2,000円となっております。主な歳入の内容は、肥後民家村使用料、県補助金、雑入となっております。次に歳出でございます。歳出決算総額2億8,964万円で、内訳は商工総務費6,540万9,000円、商工業振興費4,673万7,000円、観光費といたしまして1億7,749万5,000円となっております。

まず商工観光費につきましては、職員人件費と町商工会補助金として支出をされております。商工業振興費につきまして、菊水ロマン館等施設管理費では、ロマン館屋根防水改修工事、空調整備の更新、三加和温泉など施設管理費ではトイレなどの改修工事として支出をされております。観光費につきましては、肥後民家村等施設管理業務、船山古墳公園等管理業務、大河ドラマいたんでん放送に伴う和水町推進協議会への負担金、1市2町地域振興協議会負担金、金栗四三ミュージアム前の駐車場等の整備などの費用に支出をされております。商工費関係決算では、菊水ロマン館、三加和温泉等の各施設の老朽化に伴い、空調等の施設内整備の更新費用、大河ドラマいたんでんに関する費用に伴う支出が昨年度と比較して増加しているところでございます。以上、商工観光課の審査報告を終わります。

次に、農林振興課の審査報告をいたします。農林水産業費の決算額といたまして、歳入決算総額1億2,453万1,000円、主に県補助金となっております。次に、歳出決算総額2億9,626万7,000円となっております。農業総務振興費、決算額8,230万5,000円、主な事業といたしまして、農業機械等整備補助金1,776万4,000円、内容につきましては、新規就農者対策助成金、4名分の80万円、施設機械等整備補助金、26件の1,507万4,000円、地域営農組織連絡協議会補助金20万円、生産部会等活動補助金、10件169万となっております。

次に、中山間地域直接支払事業費、決算額6,191万4,000円となっており、56の集落協定に支払をされております。

次に、果樹園芸振興費、決算額2,827万5,000円、攻めの園芸生産対策事業として230万1,000円、

この事業は果樹生産における規模拡大及び品質の向上、生産コストの低減を図り、所得アップを図るための機械導入、防除機等の導入に対し支援する事業でございます。

次に、熊本型樹園地集積モデル事業140万円、この事業は、県が樹園地モデル地に指定した地区を対象に、農地集積加速化事業とともに規模拡大の意思を持つ担い手への農地集積の圃場において、生産コストの低減を図る補助事業、定額補助となっております。

次に、農業就業改善センター管理費決算額542万1,000円、うち解体工事設計業務委託料226万8,000円、アスベスト建材撤去工事設計業務委託料158万7,000円。

次に、土地改良事業費決算額1,965万1,000円、内訳といたしまして、菊水西排水機場変電施設改修工事526万8,000円、県営圃場整備事業町負担金として970万円。次に、土地改良事業費繰越明許、決算額760万5,000円、農業農村整備事業、板楠地区の溜池補修工事となっております。

次に、経営所得安定対策事業決算額411万9,000円となっております。この事業は、農業者個別所得保証制度の推進及び生産調整現地確認の委託料として支出をされております。

次に、農地流動化地域推進事業669万1,000円、貸手が149名、借手が126名、面積が38万5,057平方メートルとなっております。

次に、多面的機能支払交付金事業決算額1,745万2,000円となっており、農地維持支払が18組織～738万5,000円、共同活動に14組織343万3,000円、長寿命化に15組織、642万2,000円を支払されております。

次に、人農地問題解決加速化支援事業決算額として2,349万2,000円、うち青年就農給付補助金、農業次世代人材投資資金を16名に支給されております。

次に、有害鳥獣被害対策事業決算額として508万5,000円、捕獲報償費307万4,000円を猟友会、駆除隊、わな猟会により396頭の有害鳥獣を駆除しておられます。また、防護柵設置町単独事業で30%の43件、127万6,000円となっております。近年、住宅地の中まで出没する有害鳥獣に対しまして、町民の皆様に引き続き餌付けストップを推進して、有害鳥獣被害の軽減を図っていただきたいと思い、農林振興課の軽減を図っていただきたいと思います。

次に、林業振興費決算額1,972万円、森林の施業に関する事務費、治山事業にかかる経費、間伐に関する補助となっております。林地台帳システム整備業委託料410万4,000円、治山工事測量設計業務委託料183万円6,000円、間伐促進事業補助金320万円となっております。次に、林業施設災害復旧費、決算額の294万3,000円、測量設計委託費150万1,000円、板楠地区となっております。

次に、治山林道等小災害復旧工事144万1,000円、次に林業施設災害復旧事業、繰越明許決算額が1,001万9,000円となっております。うち災害復旧事業、江田地区、内田地区、江田地区が591万5,000円となっております。また、内田地区が410万4,000円となっております。以上、農林振興課の審査報告を終わります。

最後に農業委員会の決算審査について御報告申し上げます。農業委員会の歳入歳出につきましては、農林水産業に含まれております。農業委員会の歳入決算報告総額は358万9,000円でございます。ほとんどが農林水産業費県補助金によるものでございます。主な歳入は、農業委員会補助

金246万1,000円、機構集積支援事業補助金21万6,000円、農業者年金事務委託事業収益41万9,000円となっておりました。歳出決算総額は2,980万4,000円でございます。人件費を除く主な歳出は、農業委員会事務経費640万4,000円、機構集積支援事業費71万6,000円となっておりました。平成30年度の実績といたしまして、8月に開催された熊本県農地利用最適化推進大会において、和水町農業委員会が昨年同様2年連続で遊休農地解消部門の優良活動を受賞されております。以上が農業委員会の決算審査となり、厚生建設経済常任委員会に付託されました案件は、全会一致で承認されたことを申しつけ、決算審査報告といたします。これで終わります。

○議長（蒲池恭一君） これで厚生建設経済常任委員長の報告を終わります。

日程第24 認定第1号 平成30年度和水町一般会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第24、認定第1号「平成30年度和水町一般会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 有形固定資産の総額を教えていただきたいと思います。今年度平成30年度の有形固定資産の総額を教えていただきたいし、前年はいくらだったかということと増減のほうをお願いしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） この決算書には出てまいりませんので、今手元に資料ございません。お待ち願えればと思います。

○議長（蒲池恭一君） 決算書について聞いていただいていいですか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） まだできてないんですかね。決算書。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時47分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 成果報告書の68ページと73ページです。体育施設の施設費ですね。これが収入が474万、支出のほうが約3,800万ぐらいですかね。これはあまりにもちょっと収支のバランスが悪いんじゃないかなというふうに考えます。このへんの見直しというのは、今後改善して

いってもらいたいなというふうに思います。そのへんはどうでしょうか。

○議長（蒲池恭一君）

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） 秋丸議員の御質疑にお答えいたします。

資料の68ページが体育施設使用料、そして、資料の72ページで体育施設費の経費のほうが出でおります。特に体育館につきましては、町体育館が149万7,000円の収入に対しまして支出のほうが878万1,000円、スカイドームが196万7,000円の収入に対しまして2,084万円の支出、それから、ふれあい会館が11万3,000円の収入に対しまして226万3,000円の支出となっております。

御質問のように、收支のバランスがあまりにもとれてないじゃないかという御指摘でござりますけれども、このあたり、社会体育施設、社会教育施設も含めてなんですが、町民の健康増進や文化向上のために力を入れているところでございまして、御指摘のとおり、収入の部分をいかに上げるかというのは、今後も努力をしていきたいと思います。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） これは私は、維持費のことを今言いましたけれども、やはり財政健全化の意味からしまして、重複している施設もあると思います。そういう所をもう少し見直していくだければと思って、今発言をしたわけです。これがひいては、先ほども言いましたように、固定資産だけどんどん上がって、後世にツケを残す可能性もあります。そういうところをよろしくということで、その点よろしく見直しのほうをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 今の所で、今後の施設検討委員会等でやっぱ集約するべきじゃないかということを含めて、総務課長で答弁求められないですか。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 公共施設等の総合管理計画は、先般の全協の中でお配りしたと思います。あれに沿いまして、今後個別の、いろんな視点から検討を重ねて、個別の計画、重複施設等々の整理も行つていきたいというふうに思っております。そういった、今、言いますならば判断の材料づくりを今しているところでございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 決算明細書の決算事項別明細書の62ページの、林業振興費の19節、負担金補助及び交付金について質疑いたします。間伐促進事業補助金がありますけれども、この補助金の受領者は誰になりますでしょうか。

○議長（蒲池恭一君）

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） 荒木議員の質問にお答えいたします。補助金の先は玉名森林組合になります。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 今、間伐促進事業補助金について、森林組合が受領しているとなっていますが、これは所有者じゃなかったですかね、所有者。

○議長（蒲池恭一君）

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） これは国の補助で県の補助なりで間伐をして、その分ですると大体ペイできない状態なので、補助金の嵩上げということで町がそれを支払って、それをもとにペイできた分で、それが最終的に森林保有者のほうに渡るということですので、うちからしては、森林所有者のほうに個別に支払っているわけではございません。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第1号「平成30年度和水町一般会計歳入歳出決算」を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

日程第25 認定第2号 平成30年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第25、認定第2号「平成30年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第2号「平成30年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

日程第26 認定第3号 平成30年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第26、認定第3号「平成30年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第3号「平成30年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

日程第27 認定第4号 平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第27、認定第4号「平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第4号「平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

日程第28 認定第5号 平成30年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第28、認定第5号「平成30年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第5号「平成30年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

日程第29 認定第6号 平成30年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第29、認定第6号「平成30年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第6号「平成30年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

日程第30 認定第7号 平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君）　日程第30、認定第7号「平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第7号「平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君）　起立多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

日程第31 認定第8号 平成30年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君）　日程第31、認定第8号「平成30年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第8号「平成30年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君）　起立多数です。したがって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

日程第32 認定第9号 平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君）　日程第32、認定第9号「平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入

歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第9号「平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第9号は認定することに決定いたしました。

日程第33 認定第10号 平成30年度和水町病院事業会計決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第33、認定第10号「平成30年度和水町病院事業会計決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第10号「平成30年度和水町病院事業会計決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第10号は認定することに決定いたしました。

日程第34 報告第3号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（蒲池恭一君） 日程第34、報告第3号「平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題といたします。

本案について説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 報告第3号、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足

比率について説明を申し上げます。

地方公共団体団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、次のとおり平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告申し上げます。令和元年9月5日提出、和水町長高巣泰廣でございます。

この報告は、財政健全化法により前年度の決算に基づく町財政の健全化性を判断する指標を、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つと資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならないと規定されております。今申し上げましたこの規定に基づき、議会に報告するものでございます。

財政健全化法は、地方公共団体の財政破綻を未然に防ぎ、財政の早期健全化を促すために、平成19年6月に成立し、平成21年4月から施行された法律でございます。では、本町の健全化判断比率について説明申し上げますが、その前に、標準財政規模という単語が頻繁に出てまいります。この標準財政規模について若干説明をまず申し上げます。

地方自治体の一般会計の標準的な規模を示す指標で、健全化指標を計算する際の分母となるものでございます。具体的には、標準税収入額とプラス普通交付税プラス臨時財政対策債発行可能額の和で求められます。全国の自治体を同じ基準で算出することで、健全化の判断となる比率を自治体間で比較することができるものです。ちなみに、和水町の標準財政規模は、42億7,577万3,000円でございます。

では、健全化判断比率の四つについて、順次説明を申し上げます。まず、実質赤字比率は一般会計を対象とし、収支が赤字である場合の標準財政規模に占める割合を示すものです。本町の場合、一般会計は実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の数値は記載がございません。次に連結実質赤字比率は、普通会計に特別会計、企業会計を加えた全会計が対象となります。全会計を合わせた収支が赤字である場合の標準財政規模に占める割合を示すものでございます。本町の場合、実質赤字比率と同様に、一般会計などの普通会計の実質赤字及び公営企業会計の資金不足が生じておりますので、連結実質赤字比率の数値は記載がございません。

次に、実質公債費比率は標準財政規模に占める公債費、借金返済ですけれども、その割合の過去3カ年の平均でございます。具体的には、普通会計、特別会計、企業会計及び本町が加入する一部事務組合である有明広域行政事務組合、熊本県市町村総合事務組合、後期高齢者医療広域連合を加えた公債費額から、基準財政需用額に算入された金額を減じて求めた金額を標準財政規模から基準財政需用額に算入された金額を差し引いて求めた金額で除して求めた比率となります。この比率が8%を超えると、起債のための必要な手続が、協議から許可に変わることになります。本町の場合、起債同様実質公債費比率は9%でございます。

次に、将来負担比率は、一般会計、地方債の現在高と、一部組合負担額等の額及び退職手当普通見込額が対象となります。将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものです。本町の場合、将来の負担比率の数値はございません。4指標とも括弧書きを書いてあり

ます国が示しております健全化判断比率をいずれも下回っており、指標を基準とした場合は、健全な財政運営がなされているという状況であるということでございます。

最後に資金不足比率は、病院、簡水、特排、下水の公営事業会計のみを対象とし、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものでございます。本町の場合、いずれの公営企業会計も資金不足が生じていないため、資金不足比率の数値の記載はございません。

2ページ以降につきましては、監査委員の意見書を添付しております。以上で報告第3号の説明を終わります。

○議長（蒲池恭一君） 本案について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第3号「平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告」を終わります。

日程第35 諒問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて

○議長（蒲池恭一君） 日程第35、諒問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長 高巣君

○町長（高巣泰廣君） 諒問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求ることにつきまして御説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員の松尾憲成委員の任期満了が令和2年3月31日までとなっており、同様に、熊本地方法務局長から人権擁護委員候補者の推薦についての依頼があつております。後任候補者の推薦の提案を申し上げ、議会の皆様の御意見を求める次第でございます。

今回、人権擁護委員の推薦につきましては、引き続き緑校区の山十町にお住まいの松尾憲成さんをお願いするものでございます。松尾さんにおかれましては、これまでの人権擁護委員としての3年間の経験と、和水町役場で39年間、行政マンとして頑張っていただきました。現在、三加和地区のふるさとガイドとして活躍され、人格、識見共に申し分ない方ですので、人権擁護委員の後任候補者として再度推薦し、議会の皆様の御意見を求めるものであります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。諒問第6号は、お手元に配りました意見書のとおり答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、諒問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて」は、お手元に配りました意見書のとおり答申することに決定い

たしました。

日程第36 陳情等の常任委員長報告

○議長（蒲池恭一君）　日程第36、陳情等の常任委員長報告を議題といたします。常任委員会に付託した陳情等につき、委員長から委員会審査報告書が提出されました。委員長から審査の経過と結果につき報告を求めます。

まず、厚生建設常任委員会に付託した陳情等につき委員長の報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 坂本敏彦君

○厚生建設経済常任委員長（坂本敏彦君）　厚生建設経済常任委員長の坂本でございます。本定例会において、厚生建設経済常任委員会に付託されました陳情等の審査結果について御報告いたします。

審査につきましては、9月11日、3階会議室において審査を行っております。受付番号第177号、主要地方道玉名八女線道路改良に関する要望書についての審査結果は採択です。

以上で本委員会に付託されました陳情等の審査の結果について報告を終わります。

○議長（蒲池恭一君）　これで厚生建設経済常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

受付番号第177号「主要地方道玉名八女線道路改良に関する要望書」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。受付番号第177号「主要地方道玉名八女線道路改良に関する要望書」については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君）　起立多数です。したがって、受付番号第177号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第37 閉会中の継続審査について

○議長（蒲池恭一君）　日程第37、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の継続審査申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第38 閉会中の継続調査について

○議長（蒲池恭一君） 日程第38、閉会中の継続調査についてを議題といたします。
各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第39 議員派遣について

○議長（蒲池恭一君） 日程第39、議員派遣についてを議題といたします。
お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年第3回和水町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月5日以来9日間、議員各位におかれましては、諸議案につき熱心に審議を賜り、厚く御礼申し上げます。また、町長はじめ執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって協力されました御苦労に際し、深く敬意を表するとともに、今定例会において成立しました諸議案の執行に適切なる運用をもって進められ、町政の発展により一層の努力を生かされることをお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

これをもちまして、令和元年第3回和水町議会定例会を閉会いたしました。

御起立願います。お疲れさまでした。

(お疲れさまでした。)

閉会 午後2時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員